

第119回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成27年2月5日(木)

招集場所 米子市役所 第401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員
1番 小林 秀美委員 2番 山中 春夫委員 3番 三島 通政委員 4番 赤木 勇夫委員
5番 井田 律子委員 6番 中本 公平委員 7番 吉澤 一誠委員 8番 安田 浩委員
9番 足立 寛隆委員 10番 遠藤 泰三委員 11番 池口 稔委員 12番 松林 貢委員
13番 安田 浩史委員 14番 高橋 敦美委員 15番 森中 喜輝委員 16番 矢倉 篤實委員
17番 大太 年廣委員(部会長)

欠席委員 なし

事務局 高西会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 山本主任 長谷川主任

説明のため出席した者 経済部農林課 八幡課長

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第42号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第43号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答に

ついて

カ 第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

キ 第45号 下限面積（別段面積）について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長（大太委員）

今日のご苦勞様でした。ただいまから第119回農地部会を開催します。
議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（大太委員）

それでは、議席番号 13 番の安田浩史委員と、議席番号 14 番高橋敦美委員にお願いします。また、本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに 3 ページの議案第 3 9 号をお願いいたします。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

4 ページ、番号 41 の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 41 の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の農地を、以前から手伝いをしていた譲受人が売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 251 a となります。別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何かご報告がございますか。

6 番（中本委員）

41 番について説明いたします。譲渡人が高齢により自分で耕作ができなくなったため、以前から手伝いをしていた譲受人が売買により農地 336 m²を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 42 の泉について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号42の泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が機械などもないし、耕作ができないため申請地の売買を依頼したところ、譲受人がこれを承諾し、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は、95aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6番（中本委員）

譲渡人が農機具などもなく耕作できないので、申請地の売買を管理している譲受人に依頼したところ、譲受人が承諾したことにより農地921㎡を取得しようとするものです。申請地は、棚田のような所で、譲受人が管理しておられます。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと聞きますが、今は耕作していないのですよね。事務局に聞きますが、ここは農振には入っていないのですよね。

事務局（山本主任）

入っていないです。

高西会長

ここは、もともとは大山パイロットのところでしたが、米子市が合併前にこのパイロットは農振には入らないと言っていました。ここは灌漑施設で県が色々言うけれどもだめだと言っていた場所です。再度聞きますが、農振にも入っておらず、現在も耕作していないということですね。

議長（大太委員）

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 43 の淀江町佐陀について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 43 の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、申請地が譲受人の自宅の近くにあり、条件が良いため売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 791 a となります。別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

1 1 番（池口委員）

譲受人の土地のちょうど裏側に畑があります。宅地の近くで条件がよく、申請地の農地を買いたいということで、譲渡人から売買で農地 514 m²を取得しようとするものです。周りが全部家で、そこだけ畑になっています。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

高西会長

それはどの辺りですか。

1 1 番（池口委員）

散髪屋のところですか。細い川があります。新川のところですか。旧国道のところ淀江農協の大和支所がありましたよね。その中のところに入ったところですか。その 1 箇所だけが畑になっているところですか。

高西会長

自分の家に続いているということですね。値段がおおよそ 1 反で 200 万くらいだから、あの辺でそんなにするわけがないと思いい、聞いたところですか。将来は宅地に変更するという考えですね。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号44の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号44の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、実家に住んでいる譲受人が、規模拡大をしたいため、兄にあたる譲渡人の農地を、贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は91aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

8番（安田浩委員）

44番について説明します。妹の譲受人が規模拡大したいため、兄にあたる譲渡人から贈与により農地829㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

議長（大太委員）

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います。

高西会長

ちょっと待って下さい。これは贈与ということですが、親戚関係かなにかですか。

8 番（安田浩委員）

兄弟です。

事務局（山本主任）

譲受人が妹で、譲渡人がお兄さんです。

高西会長

分かりました。

議長（大太委員）

そうしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 45 の彦名新田について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 45 の彦名新田について説明いたします。最初に見た現地でございます。別紙にランドサイエンス事業計画案がありますので、ご覧ください。詳細は議案のとおりです。

本件は、株式会社ランドサイエンスが、試験圃場を目的に売買で農地を取得しようとするものです。目的としては、試験圃場での試験栽培を行うことで、地域の風土にあった新しい品種や地域の特産品として作っていけるような作物を導入することにあります。

具体的な事業計画としましては、試験栽培する品種は、メーカーから提案を受け、また反対にランドサイエンスからもメーカーに提案していく形で決定し、その後、花き、野菜、白ねぎなどの、さまざまな品種を試験的に作付けし、収穫後に地元の農家の方々を含めて品種評価を実施し、地域にあった品種の導入を図っていくというものです。

また、農業に参入し、収穫した野菜などを販売することを目的としていないため、作物の出来を気にすることなく、多くの作物の作付けを試すことができます。

それによって、土地にあった新しい特産品として、地元の農家から喜ばれるような種苗の提案ができるように計画を進めようとするものです。

農業生産法人以外の法人が、農地を取得しようとする場合、農地法施行令第6条第2項に定めてあり、法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究、又は農事指導に共にする場合は許可することができると規定されています。

施行規則に定める規定に該当し、許可要件を満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さん、ご報告をお願いします。

8番（安田浩委員）

今日、1番目に行った干拓地です。あそこでハウスをしています。今までもしていましたが、タキイの試験場の種などを試験するもので、もとはタキイのものですが、地元で種を採取して、そこで農家の人で試験をしてもらって、市場に出すようにしています。許可要件については、農地法施行令第6条第1項第1号（イ）に該当するため、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

12番（松林委員）

今の事務局と地元説明で分かりましたが、これは会社が土地を求めている場合に、上限というような面積の制約はあるのでしょうか。

事務局（大許事務局長補佐）

農地法上には上限はありません。会社が試験的にすることですので、必要最小限ということは必要です。

高西会長

一番大事な説明が抜けていると思います。法人が農地を取得する際に、今、言ったように例外として、試験研究や農林指導に供することはいいけれども、だめなのはその法人が取得して、農産物を作って販売することはいけないことですよね。私が言いたいのは、それをきちんと分かっているのかいないのかです。事務局はその辺を分かるように説明して下さい。他の委員さんにもちゃんと分かっているか聞いて下さい。いつも言っていますが、異議なし異議なしで、手を挙げるのではなく、本当に理解し

てもらったうえでしてもらわないといけないということです。

8番（安田浩委員）

事務局の肩を持つわけではないですが、一言言わせて下さい。ここのランドサイエンスを選んだ理由は、同じ場所で作物を作ったりすると、中退することが出来ます。交配ですよ。それを恐れて、山の中の試験場なんかでやっていたりします。ここのランドサイエンスはネギ畑に蜂が来ても交配しませんし、周囲がネギ畑ですので、しつこく言いますが、どことも試験の種を配布しています。それで合った種に名前を付けています。試験の種はあくまで番号です。

12番（松林委員）

今聞いたのは、土地を持ってない会社が、土地を求めているが、次々と土地を求められて、その上限があるかと聞いた。規則にはないということだったので了解しました。

事務局（長谷川主任）

失礼します。代わりに説明します。先ほども申し上げたとおり、農業生産法人以外の法人が農地を取得する場合は、現在ではかなり厳しい規制がかかっております。ただし、例外的に許可が出来るという内容の中に試験圃場が書かれておりますので、例えば今回許可をしたとして、ランドサイエンスが9反ほどの面積や農地を持つこととなりますが、あくまで農業生産法人ではございませんので、今後面積を持ったからといって、一般の農地を取得して農業に参入出来るわけではありません。あくまで試験圃場として使う場合には許可出来るという項目だけは生きていくので、そこだけをご了解いただきたいと思います。

高西会長

それについて、もう1つ説明してもらいたいのですが、例えばジャスコでも、ファミリーマートでも、農業法人を作っていますよね。それはどのような具合に出来るのかということをご説明してもらえれば、よく分かると思います。

事務局（長谷川主任）

失礼します。農業生産法人について、説明させていただきます。勿論、法人の形態として、例えば地元の農業者団体がされる農事組合法人やいわゆる株式会社や、法人形態としては有限会社でも生産法人として認めることは出来ますが、あくまで主たる業務として、農産物の栽培・加工・販売をメインにされる法人が、農業生産法人としてうたうことが出来ます。例えばイオンさんがされている農業生産法人につきましても、基本的に組合員の比率であったり、イオンがどれだけ出資して法人を設立出来る

のかという要件を答えます。例えばイオンが100%株を持った子会社で農業生産法人を作っても、現在では許可することは出来ません。あくまで農業生産法人の法人として、議決権の4分の3以上は持っている形での法人でないと許可することは出来ません。法人の役目につきましては、あくまで直接農作業に従事する方についても条件がございますので、簡単にこちらとしても、農業生産法人として認めているわけではありませんのでご了解下さい。

7番（吉澤委員）

1ついいですか。これは何かしぼりみたいなのはあるのですか。例えば、何年間かは試験圃場として使わないといけないとか。

高西会長

事務局の方、ああだこうだ言っても仕方ないので、もっと勉強して、来月の部会の際に分かるように資料を作っておいて下さい。色々な条件が法律で決まっていますと思いますので、よく分かるような資料にして下さい。

事務局（田村事務局長）

農業生産法人の要件について、来月の部会の際に資料を用意しておきます。

高西会長

今後も事務局は、こういうことが出ればよく分かるように比較して、分かるような資料にした方が、皆さんが分かりやすいと思います。このランドサイエンスさんみたいな例はあまりあるわけではないと思いますので。

議長（大太委員）

これは販売してはいけないのですか。

高西会長

販売してはいけません。あくまで試験です。自分の所で新しい種子を作って、特許を取ることは出来るかもしれませんが定かではないです。

議長（大太委員）

他に質問はありませんか。ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号46の夜見町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号46の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢のため、息子にあたる譲受人が生前贈与によって農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は48aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

8番（安田浩委員）

譲渡人が高齢のため、息子にあたる譲受人が贈与により農地2,264㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、6ページが取り下げですので、8ページに飛びます。8ページの議案第41号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号52、東福原2丁目についてですが、私が地元委員として説明したいと思いますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から小林部会長職務代理へ）

議長（小林委員）

それでは番号9、奥谷について説明をお願いいたします。

17番（大太委員）

5 2 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は東福原 2 丁目の田畑で面積は 1415.96 m²です。福米地区は市街地ですが、1 箇所この東福原の 1 丁目と 2 丁目の地区は市街化調整区域でございます。

申請人は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。地主さんが高齢で、この人の家の裏のほうに畑があり耕作されていました。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるため、第 3 種農地に該当すると思われます。

また本件、太陽光発電施設については、開発許可が不要である事を確認しています。

転用については問題ないと思われますので、ご審議、よろしく申し上げます。

議長（小林委員）

ただいま番号 5 2 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと、採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（ 議 長 交 代 ・ ・ 部会長職務代理から部会長へ ）

議長（大太委員）

続きまして、番号 5 3 の石州府について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1 4 番（高橋委員）

5 3 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は石州府の畑で面積は 167 m²です。申請人は、昨年に申請地の隣接地に家を見て、引っ越してきましたが、運送会社に勤めている世帯主が会社の大型車で帰って来ることもあり、駐車場が狭く困っていたこと、また、家族 5 人での生活の中で洗濯物の干し場に困っていたこともあって、自家用車 2 台分の車庫と、洗濯物の干し場の確保を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。また、進入路にするだけであり、開発許可は不要であることを確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号54の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（矢倉委員）

54番の議案について説明します。バスで2番目に行ったところですよ。申請者は議案のとおりです。申請地は大崎の田で面積は2,254㎡です。申請人は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。農業用水路放流同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。

また本件、太陽光発電施設については開発許可が不要であることを確認しています。

転用について、問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号54について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

これは今日、現場は見たところですか。

事務局（長谷川主任）

彦名新田の後に、2番目に行ったところですよ。

9 番（足立委員）

1 つ聞きたいことがあります。申請人の〇〇さんは大崎の人ですか。住所が松江になっていますが、これはどういうことですか。大崎は自分の土地ですか。

1 6 番（矢倉委員）

会社が松江のため、そうなっています。これは自分の土地です。これを松南食糧工業の人が借りて、太陽光発電をしようとしているところです。

高西会長

松南食糧工業というのはどこですか。

1 6 番（矢倉委員）

松江です。

高西会長

これは 2,254 m²だから、農業会議の常任会議委員の現地調査がありますね。

事務局（田村事務局長）

すいません。農業会議の現地調査は 5,000 m²以上で、2,000 m²以上は説明案件です。

高西会長

ではこれは説明出来るようにきちんとしておいて下さい。

議長（大太委員）

他にご意見、ご質問ありますか。ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 5 5 の両三柳について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

地元委員さんから説明をお願いいたします。

2 番（山中委員）

5 5 番の議案について説明します。今回は、現地調査はしておりません。

申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で面積は477㎡です。

申請人は、家族4人で市内のアパートで生活していますが、子どもが成長するにつれて手狭になってきたため、妻の祖父名義の申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条12号に該当する見込みがあることを確認しています。

転用については、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号54について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ番号56、番号57の上福原について、関連しますので一括して、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（吉澤委員）

56番と57番の議案について説明します。3番目に見ていただいた、田んぼ2枚です。

56番の駐車場は上福原の田で面積は753㎡です。57番の工事用の進入路として使うところは田で面積は733㎡です。

申請者は議案のとおりです。申請人は法人の合併による規模拡大に備え、会社建物の増築と駐車場の拡張を計画しました。見ていただいたところが駐車場です。建物の増築する時の車輛の進入路ということで、田んぼの真ん中に盛り土をして進入路にし、工事が終わったら田んぼに返すということです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

土地は調整区域ですが、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われます。

駐車場と進入路ということで、開発許可は不要であるということも確認しております。

転用について、問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

ただいま番号56、57ついて一括して、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして11ページ、議案第42号に進みます。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が55件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である山中委員の退席を求めます。

（山中委員退席）

議長（大太委員）

そういたしますと、14ページ、番号2-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、84筆14,2061㎡、畑に関するものが、20筆15,869㎡、ございます。

番号2-1は再設定でございます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませうか。

そういたしますと採決をしたいと思いますが、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

異議がないようですので、決定といたします。

番号2-1の審議を終了しましたので、山中委員の着席を求めます。

（山中委員着席）

議長（大太委員）

それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号2-2から、23ページ、番号2-47までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号2-2から番号2-3までは、再設定でございます。

番号2-4は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、232aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-5から番号2-6までは、再設定でございます。

番号2-7は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、4,909aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-8から番号2-9までは、再設定でございます。

番号2-10は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、4,909aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-11は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、197aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-12から番号2-13までは、再設定でございます。

番号2-14から番号2-15は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、766aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-16は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、90aとなっております。賃借料が10aあたり270キログラムとなっておりますが、これは反当270kg、実数は210kg、3.5俵、を貸し人に渡し、実際に掛かった日当などの経費については貸し人より貰うということです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-17から番号2-18までは、再設定でございます。

番号1-19は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、217aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-20 から番号 2-21 までは、再設定でございます。

番号 2-22 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、134 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-23 から番号 2-24 までは、再設定でございます。

番号 2-25 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,185 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-26 から番号 2-27 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,185 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-28 から番号 2-29 までは、再設定でございます。

番号 2-30 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,185 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-31 から番号 2-33 までは、再設定でございます。

番号 2-34 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,185 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-35 から番号 2-36 までは、再設定でございます。

番号 2-37 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、526 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-38 は、再設定でございます。

番号 2-39 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、134 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-40 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、169 a となっております。198.5 m²は開発をして、境港市の補助事業で農業用施設、作業小屋、を建設されます。3 月までに、完成させる必要があるため、使用貸借での申請となっております。この農地は、相続の終了後、売買されるということです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし

ていると考えます。

番号 2-41 から番号 2-42 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、17 a となっております。事業計画書が提出されています。以前より借りて作っていたところを、今回手続きされたものです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-43 から番号 2-44 までは、再設定でございます。

番号 2-45 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、285 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-46 から番号 2-47 までは、再設定でございます。

議長（大太委員）

ただいま、事務局から説明がありましたが、他にはご質問等がございますか。

11 番（池口委員）

さっきちょっと分からなかったので、16 ページの 2-16 の 270 k g の内容を教えて下さい。

事務局（大許事務局長補佐）

2-16 は 270 k g ですが、これは 1 反あたり 270 k g の玄米を貸人さんに渡すということです。実際には 270 k g は 3.5 俵になります。米を渡し、実際に掛かった経費については、貸し人から賃料等貰うという契約で 270 k g という数字が出ています。

高西会長

これは 270 k g ですか。

事務局事務局（大許事務局長補佐）

はい。1 反あたり 270 k g です。実数にすると 210 k g です。変則的な契約がしてあります。

7 番（池口委員）

よく分かりました。ありがとうございました。

議長（大太委員）

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、

許可と決定といたします。

続きまして、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、25ページ番号2-1から、26ページ番号2-8までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

25ページ、番号2-1から、26ページ番号2-8は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理事業により、農地を貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得する案件です。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に29ページの議案第43号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、

別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

30ページ、番号1について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

申出者は、土地所有者です。現在、当該申請地を含む周辺土地6ha程度において、太陽光発電所の建設の事業の計画があります。

この辺り一体の土地は、戦後に農業を推進しようと農地に開墾し、畑としての利用があったようですが、40年ほど前から耕作が行われていません。そのため、土地と土地との境界も不明で荒れた状態となっております。

土地の選定理由としては、4000kw程度の太陽光発電事業の計画となっております。日当たりが良く、電気の配線もあり、この規模の事業を行うための必要な条件が整っている土地は当該申請地を含む周辺土地しかなかったため選定しました。

市としての考え方ですが、国営大山山麓総合農地開発事業の計画変更により、受益地から外れ、利水の予定がなくなったことと併せて、周囲を山林・原野に囲まれた孤立した小規模な土地であり、既に原野化していることから、本土地は農地としての利用も集積も困難であり、生産性が極めて低く、今後、農業施策を実施する予定もないため、農振除外の基準を満たしており、計画変更はやむを得ないと考えます。審議をよろしくお願いします。

議長（大太委員）

番号1について事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、これは大山パイロットから除外したわけですか。

八幡課長（農林課）

農林課の八幡です。この申請につきましては、この黄色い農振農用地のエリアの部分ですが、ここの部分というのが、点々というか、エリアという状態で農振農用地という過去に指定をしております。この指定というのは、もともとは大山パイロットの受益地ということで、農振農用地に編入しないと事業が出来ないということで、入れておりました。会長がよくご存知ですが、大山パイロットでなかなか水が来ないという状況の中で、受益地から外すというか、受益地から外して下さいという要望等がこの地域からあったみたいで、県にも確認したら受益地からは現在は外れているということで、その辺についても確認はさせていただいております。本来であれば、農振農用地でございますので、補助事業をするという前提でしたけれども、この1年くらいで全体見直しをした時に、本来であればこういうところをきちんと精査しながら、見直しをするべきだったかなと、今では反省しています。実際に現地を見ていただいて、農振農用地以外のところも、農地はあったと思います。現状というか、地目や現況ということで、農地だったと思いますが、実際にその部分が、林地、原野状態ということで、私共が聞いているところでは、農振農用地以外の白地では、事前に非農地という形で対応していただいていると理解をしております。そういうことで会長が言われたように、大山パイロットは受益から外れているということで整理はしております。

高西会長

大山パイロットの黄色く塗ってあるところは、入っているところですか。

八幡課長（農林課）

黄色く塗っていた理由というのが、農振農用地に入れないと事業が出来ないということで、本来ですと全体を農振農用地に入れますが、申請地以外は白地で農振に入っていないです。

高西会長

全体というと、申請地は5箇所出ていますよね。農振には入っていないのですか。

八幡課長（農林課）

入っていません。

高西会長

それでは、入っていないけれども、申請地は農振農用地に入っているわけですか。

八幡課長（農林課）

入っていないけれども、もともとの大山パイロットの計画を立てられる時に、農家さんの希望を聞かれて、受益に入れたり、入れなかったりされています。

高西会長

5箇所は当初は大山パイロットの受益に入りたいと言っていたけれども、このとびとびで赤印のところは農振に入って、入れたということですか。その周囲の白いところは入っていないということですか。

八幡課長（農林課）

そういうことです。

高西会長

私が一番言いたいのは、先月の県の農業会議でも色々問題があって、この前も事務局に言ってよく調べてもらうようお願いしましたが、現場で事務局が今日の部会で承認をもらったら非農地証明で処理したいと言うので、あれ、と思いました。農振に入っていて、今荒れているので、農業委員会にかけて承認してもらえば非農地にすると言われれば、何を考えているのかと思う。

先月も非農地証明でしたと言うので、ここの中で先月に非農地証明したところほどの辺になるか教えて欲しいです。みんな分からないので分かるように説明して下さい。

（事務局、図を見せながら非農地を説明）

高西会長

もっと分かりやすいように事務局は資料を作ってください。飛び飛びに農振に入っていて、実際に20年なのか30年なのか知らないけれども、耕作がしていなかったら農振除外にしまわれないといけないと思います。改良区は仲田くんが理事長をしているところではないですか。それはどのような関係になっていますか。

八幡課長（農林課）

そのまま大山畑の受益地ですとかは、仲田さんのところに入っています。

高西会長

それは、仲田さんはどう言っていますか。

八幡課長（農林課）

受益地から外れていますので。

高西会長

というのは、この今、申請が出ているところは、農振には入っているけれども、伯仙土地改良区からは除外になっていますか。

八幡課長（農林課）

除外になっていますし、県の事業からも除外になっています。

高西会長

それなら、何故これを飛び飛びに農振に入れずに処理しなかったのかを聞きたいです。除外するのを忘れていたのであれば、地権者にも顛末書や始末書を出すといったことを農林課は出してください。私が言いたいのは、そのような形で大山パイロットを除外し、伯仙土地改良区からも除外をし、20年から30年だか40年前から耕作していないものを、何故、農振地区に飛び飛びで、今まで放置していたのかということです。

八幡課長（農林課）

放置していたわけではなく、農振農用地区域ということで指定をしておりますので、県とも全体見直しの件で、こういう荒廃地や非農地の状況について、この際外させて下さいというようなことを、県と協議していきましてけれども、実際に計画があるものとか、そういうものについては全体見直しの中で外してもいいよということで、1年前の時には外したという状況です。こ

うというような状況で残っているということは重々承知をしておりましたが、当然、この飛び飛びの農振農用地を、まあ、その部分や全体ではなく一部に入れていても、農振農用地の本来の目的から外れてしまいますので、それについては、引き続き県と協議をしていながら、全体見直しの時に、他のところにもございますので、特に泉や尾高とか伯仙とか淀江の一部にもあると思いますので、非農地ではない状況のところについては、改めて除外が出来るような話し合いを県としていきたいと考えております。私の最初の説明が単純に知らずにこういうことがいきなり出たわけではなく、承知はしているのですが、なかなか、そういう中の計画がない時に、単純に農振農用地を外すということは出来ないということでございました。

高西会長

先月の農業会議の時に、こういうことが鳥取でもあったので、急いで出せと言うのがありました。中には、農振に入れないといけないところがあるのに入れていないとか、農振から除外しないといけないのに、今のような例があるので、いつもこのようなことではいけないので出来るだけ早く調べて、出して早く処理しないとイケないということで、先月の部会でも言いました。やっていることは事務局、おかしいです。淀江の白浜土地改良区は白地が残っていますが、白地のために、その度にトラブルになって困っています。

1 2 番（松林委員）

地権者がしないといけないものだが、地権者が分かっているからこんなことが起きたんじゃないですか。

八幡課長（農林課）

農振農用地は補助事業を絶対しないとイケないというわけではなく、農振農用地というのは補助事業をする時、国や県の事業をする場合は、農振農用地でないとする事が出来ないということです。

1 2 番（松林委員）

ですので、地権者が、法的に網がかかっていることが、それを分かっているから、こういうことが起きるのではないですか。

八幡課長（農林課）

それは分かっています。分かっておられるから、自分たちは外して欲しいと申請された。

1 5 番（森中委員）

本人了解で、告示して農振地域に線引きしているわけです。本人は当然分かっています。パイロットから除外したというのは、

いつ頃除外したのですか。

八幡課長（農林課）

本日担当が休んでおりまして、その資料が手元にありませんので分かりません。

高西会長

喜多原なんかを除外した時と一緒にじゃないですか。

八幡課長（農林課）

多分、同じではないかと思いますが、この数年という意味ではないです。何十年前という意味です。今回の件だけではないですが、先ほど会長が言われたように、農振農用地に入れているところ、入っていないところが当然ございます。その中で補助事業をした中で、入っているところや入っていないところ等もあります。当時は農振農用地に入れないと事業出来ないということで入れたんですが、ぽつぽつとそういうところが残っているものもありますし、逆にそれが農地として利用されるのであれば、農振農用地として残せばいいのですが、場所によっては回りが山林で、畑の状態になっていないところがございますので、また、これは会長さんの方にも皆さんにもお願いしたいのですが、農振農用地や非農地の判断を、また改めて話をつめていきたいと思えます。

高西会長

そういうことをすると、また私が叱られるじゃないですか。何回も何回も国のことが、最近に出ているのに、ここは元々は農地にした時は国営でやったのですか、どうようにしましたか。もともとは山だったと思います。

八幡課長（農林課）

造成地ではありませんので、既耕地としてしました。

高西会長

そういうことなら、戦前や戦後から農地だったわけですか。それともう1つは、農振にこれだけ飛び飛びで入っていたなら、遊休農地で荒廃地になっているわけだから、耕作するかどうかくらい地権者に聞いたことはないのですか。

八幡課長（農林課）

基本的に農振農用地の除外ということで、元々の計画が、この福万の山林の傾斜を利用して、林地の開発がメインでその中

に一部農地がずっと広がっていると、その中に農振農用地があるということです。

高西会長

それは、元々は山でないけれども、貴方達が山だと思っただけの話ではないですか。何を考えているのですか。登記では農地になっていますよね、それだからここに出てきたのではないですか。

八幡課長（農林課）

まず、太陽光発電の計画そのものが、全体で約 6ha の規模の開発をされることになっています。そのうち、約 3.5ha が白地で残っていて、農振農用地というところで農地が約 40a ということで、基本的には山林をメインにおいて事業を実施されるというところがございます。基本的に農振農用地に太陽光発電が、単純にぼんとくるとするのは明らかにだめです。その中で、全体の規模が 6ha という規模の中で、農地が 4ha 近いような状況で、それとあとが山林を開発するに当たっては、1ha 以上は林地開発ということになりますので、当然その部分で県に申請をし、許可の見込みもあるということで、一体的な農地だけでなく、山林の傾斜を利用した、太陽光発電ということで、後は農地の状況や農振の面積等々含めて、場所としてもいいのではないかとということで、今回申請を受理しているという状況でございます。

10番（遠藤委員）

農振除外は先ほど説明されたように、こういう案件が出てきたら、県の方にも協議して、除外をするが、何もない時には除外はしないということですよ。出てきたからその分は除外をしてくれ、ということだからいいのではないのでしょうか。

高西会長

問題があると私は思います。何でもかんでも出てきたらいいというものではありません。農林課も反省するところは反省しないといけないと思います。私が、一番言いたいのは、パイロットから除外した時に農振をまず除外しないといけなかったのに、なぜそれをしなかったのかということです。喜多原も一緒じゃないですか。

八幡課長（農林課）

ですから、農振農用地に入れるのは、別に事業をするから農振農用地に入れるわけではなく、要は連たん性のある農地、今後、残しておかないといけない農地については入れるということです。

高西会長

要するに、将来とも優良農地で残すので農振に入れてあるということではないのですか。それが、大山パイロットから最初は入れる予定だったけれども、除外してくれということで除外になりましたよね。

八幡課長（農林課）

大山パイロットの受益からは外したということです。

高西会長

それであれば、優良農地で残さんのに、なぜその時に、農振から除外しなかったのかということを知りたいです。

八幡課長（農林課）

それは農地として利用する、しないというのとは別の話です。あくまでも補助事業ということで、大山パイロットの受益から除外して下さいよ、ということで事業上からは外れたかもしれませんが、直ぐに荒廃地になっているということではないと、推測ですがそう思います。

高西会長

30年から40年前、山林状態だと言っていたが、その間1回でも農振に入っているはずなので、どうしますか、耕作されますかということを知りたいのかと知りたいのです。

八幡課長（農林課）

すいません。地権者には聞いておりません。

高西会長

そうですね。今、たまたま太陽光発電の問題が出てきて、申請するとしたら農振に入っているのであわてているわけですよね。先月出てきたものは、見たら農地だったから何十年も前から荒れているので、農地ではないので、非農地証明をしてくださいということで、非農地証明にしたわけですよね。

議長（大太委員）

話がまとまらないので、進めてもよろしいでしょうか。

高西会長

皆さん、ちゃんとわかっていますか。次に進めたいからといって、異議なし異議なしではいけませんよ。

4 番（赤木委員）

議長、今のは委員会に頼んでいるので、するかしないかの問題じゃないですか。残っているのを、除外するか、しないか。

高西会長

出てきた問題は、出来るだけ、それは問題がなければ通してあげないといけないと思います。ただ、引っ掛かるようなものが出てきているからといって、保留にしたりするのはいけないので通すということではいけないと思います。今後もまた同じようなことが出てくると思います。

4 番（赤木委員）

この問題はよく分かりました。するべきことをしなかったということが分かりました。

15 番（森中委員）

そうではなくて、農振を除外して、それから太陽光発電の申請をすればよかったけど、逆になくなってしまっているの、農振を解除し、非農地だというやり方だというのは筋が合わないのではないかという話だと思います。ですので、私は農振を外すのは賛成です。県と協議して、パイロット事業からも外してあるし、農振からも外してもいいという判断を受けたなら、私は一委員として賛成します。

高西会長

太陽光発電はどこまで進んでいるのですか。計画としてはどうなっていますか。長谷川くん、先月非農地証明した土地はどこだったのか分かるように説明してもらえませんか。

事務局（長谷川主任）

先月、非農地証明をさせていただきました農地ですけれども、出来ましたら分かりやすい図面を作った上で、そこにつきましては、改めて説明させていただけたらと思います。

高西会長

それがいいです。通してあげるにしても、みんながよく理解をして通すのがいいと思います。訳が分からないのに、早くするのはよくないと思います。

議長（大太委員）

だいぶ今、意見の中で理解出来てきたと思います。進行させていただきますのでよろしくお願ひします。色々意見が出ましたので、1度保留にして、取り下げるといふことにしましうか。

高西会長

保留にして、次回の部会でまたやるといふわけには法的にはいかないのですか。今、森中さんが言われるように取り下げないといけないのですか。取り下げて改めてしてもらふといふことですか。

事務局（田村事務局長）

すいません。農振農用地のことは八幡課長が説明していましたが、先ほど会長が言われていた、農振農用地と非農地との関係といふので、今、県農会議から色んな文書が出ていますが、まだ県内で整理されていないので、今、事務局のほうも農振農用地は非農地が出来ないといふことになっています。ただそれが国の通知とちょっと曖昧な部分があつて、県農会議でも研究会をするといふこととされていますので、国の段階は農振農用地からまず除外をしてから、非農地をするといふ手続きが事務局のほうには来ています。今回はそういった内容の中で、先月の非農地を取得分と一体化した非農地になっているのですけれども、先ほど八幡課長が言ったここだけが農振農用地で残っているのです、その過程や理由は先ほどの説明の通りですが、それによつてこの部分を農振から外して、改めて非農地にするといふ、今の通知指導上の処理をさせていただきますので、その辺を理解して審議していただきたいと思ひます。会長が言われたのは、さっきみたいな農振農用地のところにも非農地化したところがあるけれども、その取扱いが常任会議の時に不明確なところがあるといふられております。

議長（大太委員）

では後から資料が出来た時点でもう一度ここまで戻ります。一旦保留します。

続きまして32ページの議案第44号に進みたいと思ひます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。33ページ、番号1から、34ページ番号7について、事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

33ページ番号1から34ページ番号7につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権を取得した農地を、

農用地利用配分計画により貸し付けるものです。

配分計画の優先の程度の指標として、番号1は保有合理化事業で耕作していた農地の更新案件で、設定後の経営面積は320aです。

番号2は伯耆町の親の農地でハウスをしているが、そのハウスを移転するものです。移設するハウスの大きさに対応可能な農地で、地権者から設置の了解が得られた農地で、設定後の経営面積は27aです。

番号3は夏ネギの作付けに適した農地で、新規就農者であり貸付について優先的に配慮して、設定後の経営面積は161aです。

番号4は経営農地に隣接する圃場であり、設定後の経営面積は1,322aです。

番号5は経営農地に隣接する圃場であり、設定後の経営面積は820aです。

番号6は経営農地に隣接する圃場、又はすぐ近辺の圃場であり、設定後の経営面積は5,100aです。

番号7は経営農地に隣接する圃場であり、設定後の経営面積は5,739aです。

議長（大太委員）

他には質問等ございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、35ページ、議案第45号をお願いいたします。

下限面積（別段面積）の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなりました。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、下記のとおり提案します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

まず、農地法の下限面積の決定の仕方について説明します。資料3をご覧ください。6ページに現在の農地法の下限面積が資料4にあります。五千石、尚徳、大高は50a、富益、夜見が40a、旧米子が30aということです。

続いて資料3の5ページをご覧ください。現在、農地の権利移動は、農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権設定促進事業により行われております。農地法第3条は主に売買、贈与などの所有権移転に使用され、下限面積が適用されています。農地の貸借につきましては、ほとんど利用権設定事業が使われております。利用権設定事業につきましても、平成22年11月までは、農地法の下限面積を使用しておりましたが、農業経営基盤強化促進法には下限面積の適用は記載されておりませんので、①遊休農地の解消、②やみ小作の解消のため、就農認定されたもの又は営農計画書に基づき地元農業委員さんの確認があるものについては10a以上から認めることとして、現在に至っております。

今回説明いたしますのは、農地法の下限面積についてであります。農地法の下限面積は、施行規則の17条の1項と2項というように設定がされています。

農地法では、一般的に農地に係る権利を取得しようとする場合には、下限面積に達しない場合には、権利の取得ができないこととなっております

平成21年に農地法の改正があり、下限面積の設定権者が県知事から農業委員会に移ったことにより、平成21年12月の農地部会において、現在の下限面積、資料4が、農地部会で決定され、使用されております。

別段面積を定めない場合は、北海道では2ha、都府県では本則の50aとなりますが、農地法施行規則第17条に、下限面積を基準である50aより小さく定める場合の基準が示されており、米子市では別段面積を定めており、別段面積が地区により30a、40a、50aと定めてあります。

農地法施行規則第17条第1項ですが、2ページ、資料1を見て下さい。自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域、春日、巖、成美などの単位で、面積の単位は10a以上で、設定区域内において定めようとする面積未滿の農業者の数が、当該設定区域内の農業者の総数のおおむね100分の40をくだらないように設定されるものであることとされております。例として、旧米子市では農家数が797戸あります。10a～20a未滿というのが230、20a～30a未滿が212、左のほうの1ha以上が65ということになっています。この農家をパーセントで示すと、10a～20a未滿が28.9%、20a～30a未滿は55.5%ですの

で、40%をくだらないというのが、この30a以上ということになります。

次に3ページですが、平成26年度の農地基本台帳の数字から経営規模別面積を算出したものです。センサスは持っておられる土地、淀江町の大山町に隣地隣接する農家は大山町分に農地を持っておられる方が多いので、それもひっくるめて属地で数字を出しています。3ページの農地基本台帳は米子市の土地しか出てきませんので、若干相違がございます。それを参考資料の数字として、農地基本台帳として出しているのが3ページの資料です。センサスの数値とほぼ同じ結果となっております。

次に農地法施行規則第17条第2項ですが、6ページの資料2をご覧ください。平成25年10月末の遊休農地についてです。この17条の第2項というのは、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合には、上記の規定にかかわらず新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定することが出来るとされています。先ほどの40をくだらないということではなくて、10a以上でも設定出来るということです。

その場合、設定区域が耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することと、当該設定区域の位置及び規模から見て、下限面積未満の者の数が増加することにより、地域の農業者等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことです。

以上に該当すれば、40パーセントを下回る面積を設定できるというものです。これは、農地の遊休化が多い地区で、新規就農を促進するため適当と思われる面積まで下限面積を下げる事ができるというものです。遊休農地の率の資料、4ページ資料2、を載せております。資料を見ていただきますと、米子市全体では、遊休農地の率が3.97%ですが、上の欄に彦名、崎津、大篠津、和田、彦名新田までですけれども、弓浜地区の遊休農地率は9.22%と高い数値となっております、農地法施行規則第17条第2項を適用するとすれば、弓浜地区が該当すると考えられます。

現在、農地部会の議案を見れば分かりますように、農地法の3条は売買、贈与などの所有権移転に使用されており、農地の貸し借りは、10aから適用できる利用権設定がほとんど利用されている状況であります。新規就農の方も最初は利用権設定により借りて、規模拡大をされております。現在の農地法の下限面積から差し障りがないということで、今回の議案を農地部会に提案したところでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

高西会長

要点を再度言ってもらってもいいですか。

事務局（大許事務局長補佐）

要点は17条の第1項というのは、その地区で農地を持っている方の数が40%を下らないところの面積で決めるということです。2項というのは、下限面積を下げることによって、新規就農とか農業参加を決められる方が出てくるか、疑問がありますが、遊休農地の多い地区においては40%の数字に関わらず、設定を下げる事が出来るという規定で、現在の状況から見ますと下げる必要がないのではないかとということで、事務局から提案しているということです。

高西会長

ということは、今までは地区によって50、40、30となっていますが、これで続いてやればよいということですか。

事務局（大許事務局長補佐）

現行どおりということです。

議長（大太委員）

それでは、現行通りということで、採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当とであると回答いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

39ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号27から番号31の5件を受理しております。

続きまして、41ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号54から番号64の11件を受理しております。

続きまして、45ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号33から番号38の6件を受理しています。

続きまして、46ページ、(4)非農地現況証明について、番号43から番号44の2件を証明しています。

続きまして、47ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、1件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、48ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号66から番号71の6件を交付しています。

以上が私からの報告事項です。続きまして、事務局から先に事務報告をお願いします。
事務局（大許事務局長補佐）

（事務報告）

そうしますと、事務報告をさせていただきます。事務連絡としまして、平成27年度農作業労働賃金の調査表を先月お渡ししま
議長（大太委員）

そういたしますと、資料ができたようですので、事務局から報告をお願いします。
事務局（長谷川主任）

失礼します。手書きになってしまったので見づらいかもしれませんが、説明させていただきます。今回、斜線で引いてあるところが、農振除外の申請が出ているところです。その中で、太枠で囲んであるところが、先だって、非農地証明を発行したところです。このような形になっています。

高西会長

この全体は太字で囲っているところが、太陽光発電を設置する場所ですか。

事務局（長谷川主任）

太陽光発電を設置する場所自体は、農地以外も使いますので、より広い面積を太陽光のパネルを設置する面積としては利用することになります。

八幡課長（農林課）

今回囲ってあるところの下側の福万と書いてあるところに道があると思いますが、そこまでが範囲です。

高西会長

この面で見ると福万のところは、もともとは農地だと思いますが。

八幡課長（農林課）

農地ではないです。林地です。

事務局（長谷川主任）

すいません。元々はこの場所につきましては、昭和37年に、下福万の自治会が国から払い下げを受けたところです。この小さく分かれた区画につきましては、当初は畑地として利用はされておりましたが、今は、経緯の説明のとおりです。登記簿につきましては原野となっており、現況につきましても既に原野として判断しているところでございます。

高西会長

結局、戦後の食糧難のときに払い下げられたところで、それはいいのですが、払い下げてもらって畑としてきたが、地目変更をしていなかったということだと思えるのですが、区分けをしたと思うけれども、線で囲ってある下も入るということですよ。せっかく書いてくるなら、もうちょっと分かりやすくしてもらったら助かります。八幡次長にもお願いしておきますが、とにかく速やかにして下さい。白浜の件についてもです。次長ばかり責めてもいけません、県の安田課長にもしっかりしてもらいたいと思っています。この間も本庁に行った時に岸田部長には言うておきましたが、速やかにしてもらわないと〇〇〇〇が営業をかけてかなわないです。一方では放っておき、もう片方ではしろと言ってもしない、5億もかかっているのですよ。速やかにして下さい。

議長（大太委員）

そういたしますと、最後に残っていた一部変更について、皆さんの採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

高西会長

それから、改めて言うておきますが、農林課も農業委員会の事務局も速やかにやって下さい。こういう問題が出てからあれこれいっても遅いです。済んだことを言っても仕方ないですが、地権者の人に迷惑が掛からないようにして、地権者に指導をしないといけないことは、問題が起きてからするのではなく、事前にすることを肝に銘じてやって下さい。

議長（大太委員）

最後に、会長のほうから県農業会議会議員の報告をお願いします。

高西会長

（県農業会議会議員の報告）

議長（大太委員）

ないようですので、それではこれを持ちまして、第119回農地部会を終了します。

閉 会 午後5時39分